

障害者雇用納付金に基づく助成金をご存知ですか？

障害者を新たに雇い入れたり、障害者の雇用を継続するために、作業施設や設備の改善をしたり、障害者個々の障害特性に配慮した職場環境を整備するなど、適切な雇用管理をするための費用の一部を助成します。

障害者介助等助成金

障害を理由とした課題・問題があり、そのままでは雇用の継続が困難な場合の措置に対する助成金

- ⇒ **障害者相談窓口担当者の配置助成金 NEW!!**
- ⇒ 職場介助者の配置または委嘱助成金
助成率3/4、最大月15万円最長10年間
- ⇒ 手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱助成金
助成率3/4、委嘱1人1回6千円最長10年間

重度障害者等通勤対策助成金

障害が理由で生じる通勤困難性を解決する措置に対する助成金

- ⇒ 住宅の賃借助成金
- ⇒ 指導員の配置助成金
- ⇒ 住宅手当の支払助成金
- ⇒ 通勤用バスの購入助成金
- ⇒ 通勤用バス運転従事者の委嘱助成金
- ⇒ 通勤援助者の委嘱助成金
- ⇒ 駐車場の賃借助成金
- ⇒ 通勤用自動車の購入助成金

障害者作業施設設置等助成金

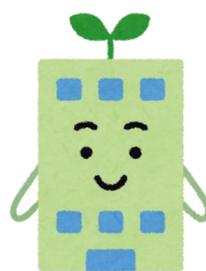
障害が理由で生じる課題に配慮した施設などの設置・整備に対する助成金
(スロープ、障害者用トイレ、拡大読書機など)

- ⇒ 購入・工事の場合
助成率2/3、最大450万円
- ⇒ 賃貸の場合
助成率2/3、最大月13万円最長3年間

これらの助成金は、**事業主の経済的負担を軽減し、障害者の雇用促進・雇用継続を図る**ことを目的に支給しています。

- この他にも
- ◇ 障害者福祉施設設置等助成金
 - ◇ 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金
- などがあります。

◇ 助成金を受給するためには、助成金ごとに支給にかかわる要件を満たす必要があります。助成金の詳しい内容につきましては、下記までお問い合わせください。



関心のある方は
お気軽にご相談
ください！
裏面も見てね



障害者雇用助成金のご紹介 (ほんの一部です)

職場介助者介助等助成金

《障害者相談窓口担当者の配置助成金》 NEW!!

対象となる措置	支給額	支給回数
担当者の増配置	①専任の場合 配置した職員1名 (最大2名) につき月額8万円 (最大6か月) ②兼任の場合 配置した職員1名 (最大5名) につき月額1万円 (最大6か月)	1回
担当者の研修受講費用	研修等の受講費の 2/3 (最大20万円) 受講者数×700円×受講時間 (10名・10時間/月まで) ※①、②の増配置の対象者は除く	
障害者専門機関への委嘱等	委嘱経費として支払った額の 2/3 (上限月額10万円かつ最大6か月)	

《職場介助者の配置または委嘱助成金》

対象となる障害者	助成率	限度額	支給期間
<ul style="list-style-type: none"> 2級以上の視覚障害者 2級以上の両上肢機能障害及び2級以上の両下肢機能障害を重複する者 3級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による上肢機能障害及び3級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害を重複する者 	3/4	15万円/月	最長10年間

※対象となる障害者が雇用されて1年以上経過しており、介助等に十分な必要性がないと判断された場合は助成対象とはなりません。

障害者作業施設設置等助成金

助成率	種別	限度額	支給期間
2/3	第1種 設置 整備	<ul style="list-style-type: none"> 障害者1人につき最大450万円 (作業施設、附帯施設、作業設備の合計) ※作業設備の場合 障害者1人につき最大150万円 (中途障害者の場合は1人につき最大450万円) 短時間労働者 (重度身体障害者、重度知的障害者または精神障害者を除く) である場合の限度額は1人につき上記の半額 	—
	第2種 賃借	<ul style="list-style-type: none"> 障害者1人につき最大月13万円 ※作業設備の場合 障害者1人につき最大月5万円 (中途障害者の場合は1人につき13万円) 短時間労働者 (重度身体障害者、重度知的障害者または精神障害者を除く) である場合の限度額は1人につき上記の半額 	最長3年間

※対象障害者が雇入れ・中途障害からの職場復帰・人事異動等から6ヶ月以内に申請する必要があります。